

令和2年1月24日

酒田市長 丸山 至 殿

酒田市環境審議会

会長 北川 幸宏



答 申 書

令和元年12月23日付酒環発第222号にて諮問のあったJRE酒田風力発電所更新計画 環境影響評価方法書に関する参考意見について、下記のとおり答申します。

記

○騒音及び超低周波音、振動

- ・事業者が計画している基数、出力、配置の条件ごとに調査、予測及び評価を行うこと。また、その調査、予測及び評価により、環境影響が最小となる事業計画を検討し、環境影響評価の手続きを進めること。
- ・風車設置予定区域から、約2キロメートル離れた集落への影響も考慮し、調査地点に西荒瀬小学校またはその付近を追加すること。

○水質、底質

- ・浮遊物質量(SS)の状況の調査を、掘削工事期間中は毎月1回行うこと。
- ・水質調査地点(水質4)に、底質の調査を追加すること。
- ・水路部は埋め立て地であることから、底質調査は海底の表層だけでなく、地中の調査も行うこと。

○動物(鳥類)

- ・事業者が計画している基数、出力、配置の条件ごとに調査、予測及び評価を行うこと。また、その調査、予測及び評価により、環境影響が最小となる事業計画を検討し、環境影響評価の手続きを進めること。
- ・バット・バードストライクの死骸調査は、9月～10月のほか、野鳥の渡りの時期

である4月～5月も行うこと。

- ・海岸部では死骸を発見しやすくするために、既設風車の周囲へ支柱高を半径とした範囲の地面にシートを敷くなどして調査を行うこと。
- ・死骸調査の条件として、調査日数の実績の積算は風車が1日に2/3以上稼働していた日数とし、鳥が飛ばない悪天候の日は除くこと。

○景観

- ・事業者が計画している基数、出力、配置の条件ごとに調査、予測及び評価を行うこと。また、その調査、予測及び評価により、環境影響が最小となる事業計画を検討し、環境影響評価の手続きを進めること。

○人と自然との触れ合いの活動の場

- ・風力発電施設が建設された場合、宮海海水浴場にどのような影響があるか適切に調査、予測及び評価を行うこと。

○その他

- ・山形県環境影響評価審査会の委員の方々から、現地を確認していただきたい。